



長野県報

10月13日(火)
平成27年
(2015年)
第2715号

目次

条 例

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課）	1
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）	8

規 則

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）	9
----------------------------------	---

告 示

平成27年7月21日専決処分した平成27年度補正予算の要領（財政課）	13
平成27年10月9日成立した平成27年度補正予算の要領（財政課）	14
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	15
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	15
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定（生活安全企画課）	15
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定（生活安全企画課）	16

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働課）	16
家畜商法に基づく講習会の開催（園芸畜産課）	17
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）	17

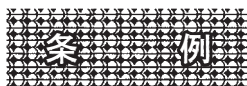
本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 事業者が、事業の早期の検討段階においても環境配慮を行うようにするため、計画段階環境配慮書を作成し、住民、知事等に意見を求める手続を導入することとしました。
- 2 環境保全措置の実効性の一層の確保を図るため、事後調査計画書の作成及び公表、事後調査報告書に対する意見聴取等の手続を導入することとしました。
- 3 従来、想定していなかった事業などによる大規模な開発に対応するため、対象事業に電気工作物の建設等を加えることとしました。
- 4 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日（一部の規定は、平成28年10月1日）から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 県都市公園利用者の安全・安心を確保するため、危険・迷惑行為等を禁止行為に加えることとしました。
- 2 この条例は、平成27年11月1日から施行します。



長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第41号

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例

第1条 長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「環境影響評価法との関係」を「法対象事業に係る手続」に改める。

第2条第2号中「をいう」を「（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第2種事業であつて法第4条第3項各号に掲げる措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業（次号において「法対象事業等」という。）を除く。）をいう」に改め、同条第3号中「をいう」を「（法対象事業等を除く。）をいう」に改め、同条第4号中「第5条第3項第1号」を「第5条第4項第1号」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「第5条第3項第2号」を「第5条第4項第2号」に改める。

第4条第2項に次の1号を加える。

(3) 第14条第1項第6号のウに規定する事後調査の項目及び当該項目に係る調査を合理的に行うための手法を選定するための指針

第5条第8項中「第6項」を「第7項」に、「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第3項第2号」を「第4項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の規定による市町村長」を「前2項」に、「これ」を「これら」に改め、同項各号中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、同項の手続が行われる必要があるかどうかについての長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くことができる。

第5条に次の1項を加える。

10 知事は、届出を受けたとき、第4項の規定による通知を行ったとき又は第7項の規定による通知を受けたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第7条中「を送付」を「及びこれを要約した書類（次条及び第8条の2第4項において「要約書」という。）を送付」に改める。

第8条の見出し中「及び縦覧」を「等」に改め、同条中「方法書」の次に「及び要約書」を、「ときは」の次に「、方法書及び要約書」をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（方法書説明会の開催等）

第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、前項に規定する地域内において、これらの周知を図らなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、あらかじめ、知事の意見を聴かななければならない。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定により周知を図った方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項中「前条」を「第8条」に改める。

第11条第5項中「もの」を「とともに、当該意見及び同項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するもの」に改める。

第14条第1項第6号のウを次のように改める。

ウ 対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の項目及び手法

第15条中「及び第17条」を削る。

第16条の見出し中「及び縦覧」を「等」に改め、同条中「ときは」の次に「、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに」を加える。

第17条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「説明会」を「準備書説明会」に、「に説明会」を「に準備書説明会」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項に規定する地域」とあるのは「第15条に規定する関係地域」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、「前条」とあるのは「第16条」と、「要約書」とあるのは「第15条に規定する要約書」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

第17条第3項から第5項までを削る。

第20条第1項中「ときは」の次に「、当該事業者の見解を記載した書類をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに」を加え、同条第5項中「関係市町村長」の次に「と」、「同項の意見」とあるのは「第20条第2項の意見」を加える。

第22条の見出し中「及び縦覧」を「等」に改め、同条中「ときは」の次に「、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに」を加える。

第24条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に、「同条第3項第1号」を「同条第4項第1号」に改め、同条第3項中「第5条第3項第2号」を「第5条第4項第2号」に改める。

第30条の次に次の3条を加える。

（事後調査計画書の作成等）

第30条の2 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成しなければならない。ただし、評価書に記載された第14条第1項第6号のウに掲げる事項に変更がない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付しなければならない。

- 3 知事は、前項の事後調査計画書の送付を受けたときは、事後調査計画書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（事後調査計画書についての知事の意見）

第30条の3 知事は、前条第3項の規定による公表後、規則で定める期間内に、事業者に対し、事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、当該意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（事後調査の実施）

第30条の4 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行わなければならない。

第31条を次のように改める。

（対象事業の着手等の報告）

第31条 対象事業を実施している者その他規則で定める者（以下この章において「事業実施者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その状況を記載した報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

- (1) 対象事業に着手したとき。
- (2) 対象事業の実施を完了するまでの間において、評価書に記載した事項を変更しようとするとき（規則で定める場合を除く。）。
- (3) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (4) 第6条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しない

いこととなったとき。

(5) 対象事業の実施を完了したとき。

2 知事は、前項の報告書の送付を受けたときは、当該報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第31条の次に次の6条を加える。

(事後調査報告書の作成)

第31条の2 事業実施者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

(1) 事後調査計画書（第30条の2第1項ただし書の規定により事後調査計画書が作成されていない場合にあっては、評価書）に基づき実施した事後調査の状況

(2) 第14条第1項第6号のイに掲げる措置（対象事業の実施を完了するまでの間に講じたものにあつては、前号に掲げる事項に応じて講じたものに限る。）の状況

(事後調査報告書の送付)

第31条の3 事業実施者等は、事後調査報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査報告書を送付しなければならない。

(事後調査報告書の公告等)

第31条の4 知事は、前条の事後調査報告書の送付を受けたときは、事後調査報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(事後調査報告書についての意見書の提出)

第31条の5 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(事後調査報告書についての意見の聴取)

第31条の6 知事は、前条第1項の期間を経過した後、関係市町村長に対し、同項の意見書の写し（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類）を送付し、期間を指定して事後調査報告書について意見を求めるとともに、事後調査報告書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

(環境の保全のための措置の求め)

第31条の7 知事は、前条の意見が述べられたときはこれらを勘案するとともに、第31条の5第1項の意見に配慮し、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業実施者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第32条の見出しを「(施工状況等報告書)」に改め、同条第1項中「報告書」を「施工状況等報告書（以下「施工状況等報告書」という。）」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「報告書」を「施工状況等報告書」に、「ときは」を「ときは、長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴いた上で」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、第1項の施工状況等報告書の送付を受けたときは施工状況等報告書を、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときはその旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第33条中「させる」を「するほか、環境影響評価に関する技術的事項について知事の諮問に応じて調査審議する」に改める。

第9章を次のように改める。

第9章 法対象事業に係る手続

(法対象事業に係る手続)

第40条 第30条の2から第32条まで、第42条及び第43条（第1項第1号を除く。）の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第30条の2第1項	事業者	法第38条の2第1項に規定する事業者（以下この条から第30条の4までにおいて「事業者」という。）
	事後調査の	法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の
第30条の2第1項ただし書	第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ
第30条の2第2項	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長（以下「関係市町村長」という。）

第30条の2第3項、第30条の3第2項、第31条第2項、第31条の5第2項、第31条の7第2項、第32条第2項及び第3項、第42条第2項及び第3項並びに第43条第2項	前項	第40条第1項において準用する前項
第30条の3第1項	前条第3項	第40条第1項において準用する前条第3項
第30条の4、第31条の6及び第43条第1項第5号	前条第1項	第40条第1項において準用する前条第1項
第31条第1項第2号	評価書	法第21条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）
第31条第1項第4号	第6条第1項第2号	法第5条第1項第2号
	第1種事業又は第2種事業	法第2条第2項に規定する第1種事業又は同条第3項に規定する第2種事業
第31条の2第1項第1号	第30条の2第1項ただし書	第40条第1項において準用する第30条の2第1項ただし書
第31条の2第1項第2号及び第32条第1項第1号	第14条第1項第6号のイ	法第14条第1項第7号のロ
第31条の2第1項第2号	前号	第40条第1項において準用する前号
第31条の4、第31条の5第1項及び第31条の7第1項	前条	第40条第1項において準用する前条
第31条の7第1項	第31条の5第1項	第40条第1項において準用する第31条の5第1項
第32条第1項及び第2項	事業者等	法第2条第5項に規定する事業者、同条第4項に規定する対象事業を実施している者
第32条第1項	第22条	法第27条
第32条第3項	第1項	第40条第1項において準用する第1項
第42条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第42条第2項	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第43条第1項第3号	方法書、準備書、評価書、事後調査計画書	事後調査計画書
	第31条第1項	第40条第1項において準用する第31条第1項
第43条第1項第4号	第31条の7第1項	第40条第1項において準用する第31条の7第1項

- 2 知事は、法第3条の7第1項、第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べるときは、技術指針に配慮しなければならない。
- 3 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べるときは、技術委員会の意見を聴くことができる。この場合において、技術委員会の意見が述べられたときは、知事は、当該意見を勘案して意見を述べるものとする。
- 4 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べたときは、当該意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 5 知事は、法第4条第2項（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の書面の写しの送付を受けたときは、当該書面の写しをインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、同項に規定する区域を管轄する市町村長に当該書面の写しを送付し、期間を指定して、環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。
- 6 知事は、前項に定めるもののほか、同項の手続が行われる必要があるかどうかについての技術委員会の意見を聴くことができる。
- 7 知事は、法第4条第2項の規定により意見を述べるときは、前2項の意見を勘案するものとする。
- 8 知事は、法第4条第2項の規定により意見を述べたときは、第5項の市町村長に当該意見を送付するとともに、当該意見及び同項の市町村長の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 9 知事は、次に掲げる書類の送付を受けたときは、第5項の市町村長に当該書類の写しを送付するとともに、当該書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - (1) 法第4条第3項各号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 - (2) 法第4条第7項に規定する通知又は書面の写し

- 10 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べるときは、技術委員会の意見を聴き、当該意見を勘案して意見を述べるものとする。
- 11 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べたときは、法第6条第1項に規定する市町村長又は法第15条に規定する関係市町村長に法第10条第1項又は第20条第1項の書面の写しを送付するとともに、当該意見及び法第6条第1項に規定する市町村長又は法第15条に規定する関係市町村長の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 12 知事は、法第19条の事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、当該書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 13 知事は、法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、第20条の規定の例により、公聴会を開催するものとする。この場合において、知事は、公聴会で述べられた意見に配慮し、意見を述べるものとする。
- 14 法第38条の2第1項に規定する事業者は、同項に規定する報告書を作成したときは、速やかに、知事及び法第15条に規定する関係市町村長に対し、当該報告書を送付しなければならない。
- 15 知事は、規則で定めるところにより、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われた範囲内で、この条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。

第41条 削除

第42条第1項及び第2項中「(前章を除く。)」を削る。

第43条第1項第1号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同項第3号中「又は第32条第1項の報告書」を「事後調査計画書、事後調査報告書、第31条第1項の報告書又は施工状況等報告書」に改め、同項第4号中「第32条第2項」を「第31条の7第1項又は第32条第2項」に改める。

別表の6中「風力発電所」を「電気工作物」に改め、同表の16中「15」を「16」に改め、同16を同表の17とし、同表の15の次に次のように加える。

16 工作物の用に供する一団の土地の造成（1から15までに掲げるもの（規則で定めるものに限る。）を除く。）

第2条 長野県環境影響評価条例の一部を次のように改正する。

	「第3章 準備書の作成前の手続	「第3章 方法書の作成前の手続
	第1節 第2種事業に係る判定（第5条）	第1節 配慮書（第4条の2—第4条の10）
目次中	第2節 方法書の作成等（第6条—第11条）	を 第2節 第2種事業に係る判定（第5条） に、「第4
	第3節 環境影響評価の実施等（第12条・第13条）」	第4章 方法書（第6条—第11条）
		第5章 環境影響評価の実施等（第12条・第13条）」

章」を「第6章」に、「第5章」を「第7章」に、「第6章」を「第8章」に、「第7章」を「第9章」に、「第8章」を「第10章」に、「第9章」を「第11章」に、「第10章」を「第12章」に改める。

第4条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 次条に規定する計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

第3章の章名を次のように改める。

第3章 方法書の作成前の手続

第3章第1節から第3節までの節名を削る。

第3章中第5条の前に次の1節及び節名を加える。

第1節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 次に掲げる者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。）は、第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業（以下この節において「第1種事業等」という。）に係る計画の立案の段階において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定される区域（次条第1項において「事業実施想定区域」という。）における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項（同項及び第4条の9第3項において「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

(1) 第1種事業を実施しようとする者

(2) 第2種事業を実施しようとする者（県、国、他の地方公共団体その他規則で定める者（第4号において「県等」という。）に限る。）

(3) 法第2条第3項に規定する第2種事業（法第3条の10第1項の規定による通知がなされたものを除く。次号及び第46条において同じ。）のうち、第1種事業に相当する事業として規則で定めるものを実施しようとする者

(4) 法第2条第3項に規定する第2種事業のうち、第2種事業に相当する事業として規則で定めるものを実施しようとする者（県等に限る。）

(配慮書の作成)

第4条の3 計画段階配慮事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第1種事業等の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の第1種事業等を実施しようとする場合は、当該第1種事業等に係る計画段階配慮事業者は、これらの第1種事業等について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付）

第4条の4 計画段階配慮事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（配慮書の公告等）

第4条の5 知事は、前条の配慮書及び要約書の送付を受けたときは、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、配慮書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

（配慮書についての意見書の提出）

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、計画段階配慮事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（配慮書についての意見書の写しの送付）

第4条の7 計画段階配慮事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第4条の4に規定する地域を管轄する市町村長に対し、同項の意見書の写し（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条第1項において同じ。）を送付しなければならない。

（配慮書についての知事の意見）

第4条の8 知事は、前条の意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、計画段階配慮事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、第4条の6第1項の意見に配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するとともに、当該意見及び同項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（第1種事業等の廃止等）

第4条の9 計画段階配慮事業者は、第4条の5の規定による公告が行われてから第8条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知しなければならない。

(1) 第1種事業等を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第1種事業等に該当しないこととなったとき。

(3) 第1種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公告するものとする。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第1種事業等であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の計画段階配慮事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに計画段階配慮事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の計画段階配慮事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに計画段階配慮事業者となった者について行われたものとみなす。

（計画段階配慮事業者以外の者が実施する事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討）

第4条の10 次に掲げる者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者）は、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うよう努めなければならない。

(1) 第2種事業を実施しようとする者（第4条の2第2号に掲げる者を除く。）

(2) 第4条の2第4号に規定する事業を実施しようとする者（同号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定により同項に規定する手続を行う者については、計画段階配慮事業者とみなし、第4条の2から前条までの規定を適用する。

第2節 第2種事業に係る判定

第43条第1項第3号中「方法書」を「配慮書、方法書」に改める。

第46条中「若しくは」を「、第2種事業若しくは法第2条第3項に規定する」に改める。

第10章を第12章とする。

第40条第1項の表の第43条第1項第3号の項中

方法書、準備書、評価書、事後調査計画書	事後調査計画書
---------------------	---------

」を

配慮書、方法書、準備書、評価書	配慮書
-----------------	-----

」に改め、同条中第15項を第16項

とし、第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 法第10条第1項の場合において、知事は、法第2条第5項に規定する事業者が配慮書を作成しているときは、法第10条第1項の意見を速やかに述べるよう努めるものとする。

第9章を第11章とし、第5章から第8章までを2章ずつ繰り下げる。

第14条第1項第1号中「第3号」を「第7号」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) その他規則で定める事項

第20条第5項中「第5項の」を「第6項の」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第4章を第6章とする。

第5条の次に次の章名を付する。

第4章 方法書

第6条第1項中「事業者は」の次に「、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の8第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第4条の6第1項の意見に配慮して、第4条の2の第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し」を、「事項」の次に「(配慮書を作成していない場合においては、第4号から第7号までに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第4号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5) 第4条の6第1項の意見の概要

(6) 第4条の8第1項の知事の意見

(7) 前2号の意見についての事業者の見解

第6条第1項に次の1号を加える。

(9) その他規則で定める事項

第11条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項の場合において、知事は、事業者が配慮書を作成しているときは、同項の意見を速やかに述べるよう努めるものとする。

第11条の次に次の章名を付する。

第5章 環境影響評価の実施等

第12条中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第8号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業であって、当該施行の日前に当該事業の実施に係る許可、認可その他の行為(法令の規定に基づくもので、規則で定めるものに限る。)がなされたもの(同日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第1条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例第2章から第10章までの規定は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

環境政策課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第42号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(10) 前各号に掲げるもののほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは著しく迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為をすること。

附 則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

都市・まちづくり課